補助事業の名称	補助事業の目的	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率・補助限度額等	支払方法	補助対象事業・補助対象者等の要件等
小規模事業者経営 改善普及事業費補 助金	の改善発展を図	・小規模事業者 経営改善普及事 業	商工会議所,商工会	(国・県等の補助金等を除く。 ・商工会議所 特別会計のうち、一般管理費、特別積立金及び予備費を除く費目・商工会 商工会会計のうち、経営改善普及事業指導職員設置費及び経営改善普及事業指導事業	(補助率)4分の3以内(補助限度額)・商工会議所7,000千円以内・商工会4,200千	概算払とすることができる。	県が補助対象事業としている事業であること。
商工会広域連携事業費補助金	商工会が実施する広域連携事業を支援することにより、商工会 地域の活性化を図る。	・広域連携事業	商工会	・広域事業費負担金に係る経費	(補助率) 10分の 9 以内 (補助限度額) 1,350千円	概算払とす ることがで きる。	
		・中小企業大学 校(人吉校)研 修参加事業	中小企業者	・中小企業大学校が定める受 講料(参加負担金、資料代等 で、寮費、懇談会費を除 く。)	(補助率) 受講料の2分の1以内 (補助限度額) 1申請(1研修)につき、 50千円を補助限度とし、1 研修当たりの1補助対象者 からの参加人数は、3名以 内とする。	確定払	・ 補助対象者が従業員を参加させる場合は、市内の事業所に勤務している従業員に限るものとする。 ・ 補助金交付申請は、1研修ごとに行い、補助金交付申請者が1会計年度に補助金交付申請を行うことができる回数は、2回(2研修)以内とする。 ・ 商工会の研修助成を受けた場合は、その研修コースについては、市の助成を認めないものとする。 ・ 補助金交付申請に当まの写は、中小企講と大学校が発行する修打に当まの写正とが付きるとし、所属するを証制度を有するでは、所属する商工会が発行する。とりけていない旨の証明書等を添付するものとする。
人材育成事業費補 助金	6 商工会の会員 及び通り会連絡 協議会会員を対 象にして、地を を開催し、地を 産業の活性化を 図る。	・集合研修開催 事業	特認団体	・研修に要する経費(講師謝金、講師旅費、需用費(講師接待に伴う食糧費は可)、役務費、使用料及び賃借料(会場借上料))	(補助率) 2分の1以内 (補助限度額) 1団体 180千円	概算払とす ることがで きる。	・ 補助対象者となる特認団体とは、市内の6商工会の協議会等の組織及び都城市通り会連絡協議会をいう。 ・ 研修会の内容は、商工業者の経営能力の向上を図る実務的なものであること。

	市内中小企業者等を対象とした 等記講習会をした 簿記講習会とを開催することに識の 習得を促進し、 中小企業の振興 を図る。	・中小企業者等 支援事業(初級 簿記)	商工会議所	・講師謝金	(補助限度額) 400千円を補助限度とし、補 助対象経費から受講者負担 金を差し引いた額を補助金 の額とする。	ることがで	・ 受講者が20名に満たない場合は、市の助 成を認めないものとする。
調査等事業費補助金	各種経済調査の 実施での本での本でのを ので支援をりて、 でを との経済等の を を を を を を を と を と を と に を さ さ さ さ さ 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、	・経営動向調査 事業 ・商店街通行量 ・商店事業 ・商店街診断事 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でである。 ・でいる。 ・で、 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、	商工会議所 商工会 組合 まちづくり 会社	 ・賃金 ・報償費 ・旅費(専門家旅費) ・需用費(食糧費を除く。) ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 	(補助率) 3分の1以内 (補助限度額) 1事業 1,000千円	概算払とす ることがで きる。	・ 「計画策定事業」に係る計画とは、事業 実施を前提としている商業・商店街活性化ソ フト事業に関する実施計画をいう。 ・ 「調査事業」とは、商業・商店街等の活 性化及び地域経済の発展に資する基礎調査、 活性化事業等の事業推進を図る基礎調査に係 るものをいう。 ・ 日本商工会議所や商工会連合会等など他 の団体、機関からの委託調査事業について は、当該委託料を除いた額を補助対象経費と する。
	共同と 大大をでで 大大をで 大大をで 大きに ので 大きに ので 大きに ので 大きに ので で ので で ので で ので で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の に 、 が の の の の の に の の の の の の の の の の の の の	・コミュニティビジネス構築事業(買物代行、宅配など)・情報化推進事業(ネット販売事業の立上げ)	商工会議所 工会 合 の会等 特認団体	・報償費(当該団体の構成員に対するもの、販促景品を除く。) ・旅費 ・需用費(食糧費を除く。) ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料	(補助率) 3分の1以内。ただし、以下の事業は、3分の2以内とする。 ・商店街等一店逸品創出事業・コミュニティビジネス構築事業 (補助限度額) 1団体 1,000千円 (事業費限度額) 総事業費200千円以上	概算払とす ることがで きる。	・ 各補助対象事業は、定性に、、 を含している。 では、

商店街等活性化ソフト事業費補助金	商店街地区の街 並み景観形成の 創出をはまり、 さ者者 通行量の増大を 図る。	・商店街共同装 飾事業	組合通り会等	・対象となる補助事業に要す る経費(講師謝金、需用費 (食糧費を除く。)、役務 費、委託料、原材料費、備品 購入費)	(補助率) 3分の1以内 (事業費限度額) 総事業費200千円以上	概算払とす ることがで きる。	・ 補助対象事業は、当該団体の全会員で締結した「まち並み協定」又はこれに類する総会決議等に基づく事業であり、街並みのデザインコンセプトが明確であること。 ・ 補助対象事業は、店前装飾、フラッグ掲揚、イルミネーション設置など店舗外装飾に限り、店内装飾は除く。 ・ 補助対象事業は、街並み景観に配慮した話題性と統一性のある事業で、自治公民館等が取り組んでいるレベルの「花プランター設置」は除く。 ・ 補助対象事業のうち、店前装飾については全会員の3分の2以上が、同一年度内又は3年程度の年次計画に基づき取り組むものであること。
	商店街において 小規模イベント を開催するこ常的 ない創出を 図る。	・小規模商店街 イベント開催事 業	中心市街地 市で 中心性化区域 祖 自 り 会 等	・賃金(当該団体の構成員に対するものを除く。) ・報償費(当該団体の構成員に対するもの及び販売促進に係る抽選会賞品・景品を除く。) ・旅費 ・需用費(食糧費を除く。当日弁とは可。) ・役務費	(補助率) 2分の1以内 (補助限度額) 1事業当たり 250千円		・ 補助対象者が主催し、かつ事務局機能を担うものであること。 ・ 小規模商店街イベント開催事業及び地域還元イベント開催事業の対象となる事業は、当該事業が実施される商店街地区等において販売促進事業を同時並行的に取り組む集客イベント事業とし、単なる集客イベント、販売促進イベントは、補助事業の対象外とする。 ・ 小規模商店街イベント開催事業については、同一年度内に2以上の事業を実施することができる。
	地よ販目ン的域催地る指で、をべ行地開、れ目に、をべ行地開、れ目がはない。	・地域還元イベント開催事業	中心市街地 で で が の の 会 等 の の 会 等	 ・使用料及び賃借料 ・工事請負費 ・原材料購入費 ・備品購入費 ・負担金 1 1 	(補助率) 2分の1以内 (補助限度額) 1事業300千円 (事業限度額) 1団体につき1事業に限 る。	概算払とすることができる。	・・商店街にぎわい・交流イベント開催事業に ついては、当該事業が実施される商店街地区等 こおいて、可能な限り販売促進事業を同時並行 内に実施すること。 ・ 補助対象者となる特認団体とは、イベント 実行委員会等の組織をいう。

	地よ販目ン的べる地る店いる でででは、をで行イす、れ南わめ に、をべ行イす、れ南わめ に、をべ行イす、れ南わめ			・賃金(当該団体の構成員に対するものを除く。) ・報償費(当該団体の構成員に対するものを除く。) ・旅費 ・需用費(食糧費を除く。当日弁のでである。) ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・工事請負費 ・原材料購入費 ・備品購入費	(補助率) 2分の1以内 (補助限度額) ・七夕まつり 300千円以内 ・祇園まつり (中町) 1,200千円以内 ・盆地千円以内 ・秋祭り 4,500千円以内 ・味菜で 4,500千円以内 ・中央商店会イベント 200千円以内	概算払とす ることがで きる。	・ 補助対象経費のうち、販売促進を主にした広告関連経費(印刷製本費及び広告料等)は、補助対象外経費とする。 ・ 小規模商店街イベント開催事業及び地域 還元イベント開催事業の各補助対象事業は、 当該事業を実施しようとする団体が策定した 「商店街等活性化行動計画」に基づく事業であること。
	商が、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	·特定商店街共 同施設等維持管 理事業 街路灯等維持管 理事業		· 光熱水費 (電気代)	(補助率) 3分の1以内 (補助限度額) 300千円	概算払とす ることがで きる。	・ 補助対象事業は、街路灯及びアーケード 内照明灯に係るもので、補助対象者が設置し た施設に限る。 ・ 当該補助対象事業により補助金の交付を 受ける者は、別に定める防犯灯関連補助金の 交付は、受けることができない。 ・ 旧1市4町が事業主体となって商店街に 設置した街路灯については、電気代等の維持 管理経費は当該商店街団体で負担し、補助金 は、交付しないものとする。
地域産業等競争力強化事業費補助金	農山村、中山間地域における商業機能等を維持・確保することにより、地域住民の福祉の向上を図る。	カード事業 ・商品券発行事 業 ・その他地域商	商工会 組合 通り会等	・対象となる補助事業に要す る経費(食糧費を除く。)	(補助率) 5分の3以内 (補助限度額) 1事業1,200千円	概算払とす ることがで きる。	・ 補助対象者のうち、「組合」及び「通り会等」については、農山村、中山間地域における団体と判断されるものに限る。ただし、山田町商工会においては、合併に伴う補助金総額の調整のため、商品券発行事業に対しては、補助金を交付しないものとする。